

京都市訓令甲第 7 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和5年10月25日

京都市長 門 川 大 作

別表第2産業企画室長の項を次のように改める。

産業観光局産業企画室ひと・しごと環境整備担当部長	(1) 京都市インターンシップ促進補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。
--------------------------	---

別表第2産業イノベーション推進室長の項に次の1号を加える。

(2) 京都市ものづくり中小企業等販路開拓支援事業補助金に係る交付決定その他の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。

別表第2地域企業イノベーション推進室長の項第1号中「京都市中小企業等緊急支援補助金」を「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」に改め、同項第2号中「京都市中小企業等再起支援補助金」を「京都市商店街等消費活性化支援事業補助金」に改め、同項第3号から第5号までを削る。

別表第2クリエイティブ産業振興室長の項第1号中「京都市伝統産業従事者支援事業補助金」を「京都市伝統産業生産力向上支援事業補助金」に改め、同項第2号を削る。

別表第2農林振興室長の項第1号中「花を活かした賑わい創出事業補助金」を「京都市農業経営向上支援事業補助金」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)